

酒々井町国土強靱化地域計画

令和3年3月
千葉県 酒々井町

～ 目 次 ～

第1章 総論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 町の地域特性	2
2-1 自然特性	2
2-2 社会・経済特性	4
3 目指すべき姿	8
4 計画の位置づけ等	8
4-1 計画の位置づけ	8
4-2 計画策定に係るプロセス	8
5 基本目標	9
6 事前に備えるべき目標	9
第2章 脆弱性評価	10
1 想定するリスク	10
1-1 地震・液状化	10
1-2 風水害・土砂災害	13
2 起きてはならない最悪の事態の設定	19
3 施策分野の設定	20
4 脆弱性評価結果	21
4-1 評価の方法	21
4-2 脆弱性評価結果	21
第3章 強靱化の推進方針	22
1 事前に備えるべき目標別の強靱化に向けた行動	22
2 施策分野ごとの推進方針	29
2-1 個別施策分野の推進方針	29
2-2 横断的分野の推進方針	35
第4章 計画期間及び進捗管理	38
1 計画期間	38
2 進捗管理	38
3 計画の見直し	38

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）は、最大震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波により、東北・関東地方を中心とする広い範囲に甚大な被害が発生した。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故により放射性物質が大気中に放出され、千葉県においても広域放射能汚染が発生した。町においては、人的被害はなかったものの、震度5弱の揺れを記録し、建物被害やがけ崩れ、水道等のライフラインへの支障等により、町民生活に大きな影響を及ぼした。

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、南関東地域において今後30年間にマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は、70%程度と推計されている。また、近年の地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大型化、集中豪雨が多発しており、令和元年9月の「令和元年房総半島台風（台風15号）」、令和元年10月の「令和元年東日本台風（台風19号）」及び令和元年10月25日の大雨では、町においても住宅等建物の損壊、浸水被害、倒木等による道路の通行止めや長期間にわたる停電等、町民生活へも大きな影響を及ぼした。

こうした状況を踏まえ、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行した。さらに、平成26年6月には、基本法に基づき国土の強靱化に関する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定した。

千葉県においても、平成29年1月に「千葉県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定する等、強靱な県土づくりに向けた取り組みを進めている。

町においても、国等の動向を踏まえつつ、大規模自然災害が起きても、町が機能不全に陥らない、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域づくりを推進するための指針となる「酒々井町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

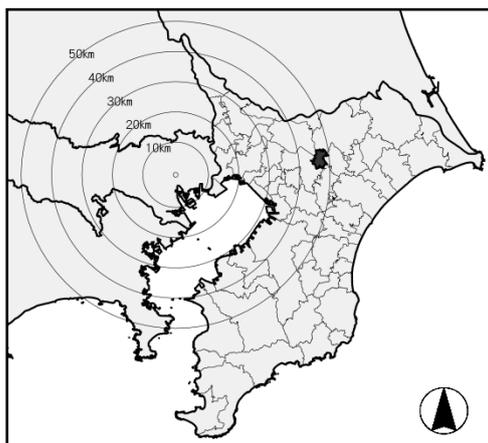
2 町の地域特性

2-1 自然特性

(1) 位置・面積

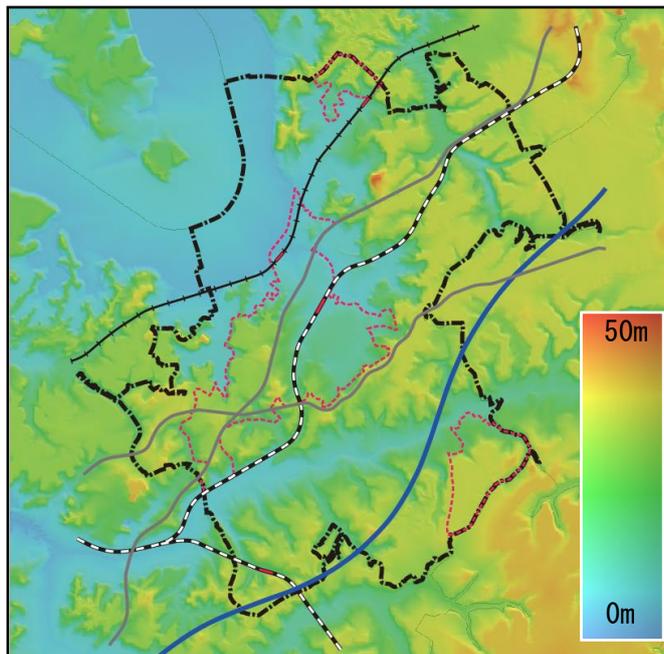
町は、千葉県北部の都心から 50 km圏内に位置している。(図表 1) また、標高 0 mの河川からなだらかな丘陵地となっている。(図表 2) 町北西部の河川付近の平地には田園風景が広がり、豊かな緑地帯を有している。町域面積は 19.01 km²と県内で 2 番目に小さい自治体である。

図表 1 広域的位置図



資料：酒々井町都市計画マスタープラン
(2014年3月)

図表 2 詳細標高図



資料：酒々井町都市計画マスタープラン
(2014年3月)

(2) 地形

町は、北総台地とこれを刻む樹枝状の谷（谷津）、印旛沼周辺の低地及び人工地形によって構成されている。

樹枝状の谷（谷津）は、町の北部では北側から北西に開き、印旛沼に向かっている。町の南部の谷は高崎川となり、富里市から町域を横切って西へ流れ、谷津の水田等を形成しながら、佐倉市を経て印旛沼に注いでいる。印旛沼に続く町の北西部は、干拓地で作られた水田となっており、台地との境である京成酒々井駅付近に自然堤防が形成されている。町の中心部である JR 酒々井駅周辺には、もとの地形を改変して住宅団地等が形成されている。

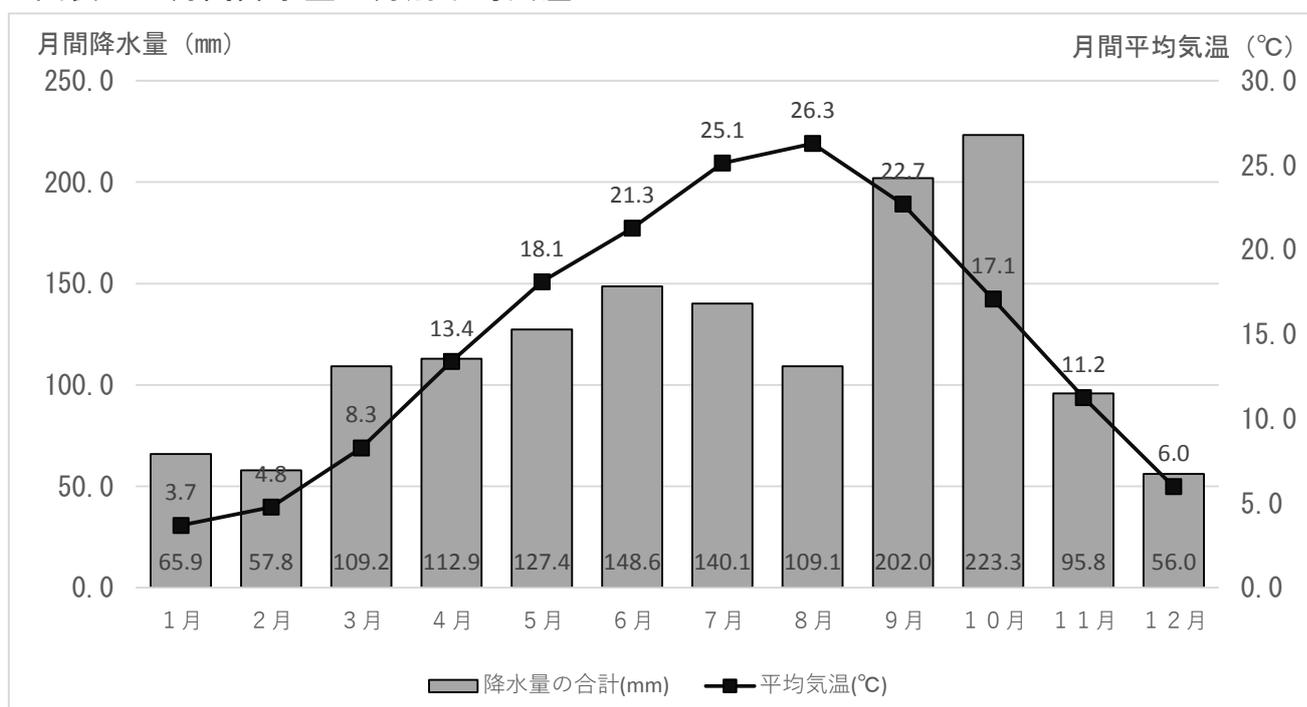
標高は、0.3m(印旛沼に続く低地水田)から 38m(台地部分：飯積地区)であり、台地と低地の境には斜面が分布し、これらの一部は急傾斜地のために、風雨、地震等の影響を受けやすい箇所となっている。

(3) 気候

町の気候は、平年値（平年値は1991～2020年の30年間平均値）をみると、月間降水量は9～10月に多く、12～2月に少なくなっている。月間平均気温は8月が最も高く、1月が最も低くなっている。県内では内陸に位置するため、寒暖の差が大きくなっている。（図表3）

また、年間平均気温が14.8℃、年間降水量が1,448.2mmである。令和元年10月25日の大雨では、1日当たりの総雨量248mmが観測され、月間降水量より多い雨が降り、各地で冠水や家屋浸水等の被害をもたらした。

図表3 月間降水量・月別平均気温



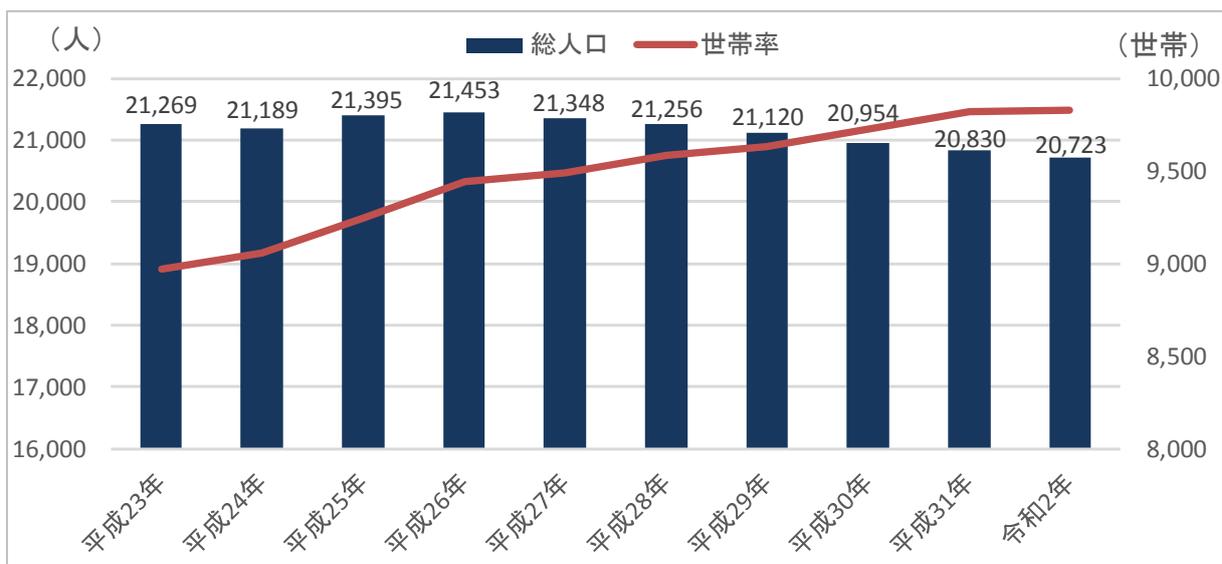
※平年値：1991～2020年
出典：気象庁ホームページ 佐倉地域気象観測所データより作成

2-2 社会・経済特性

(1) 人口

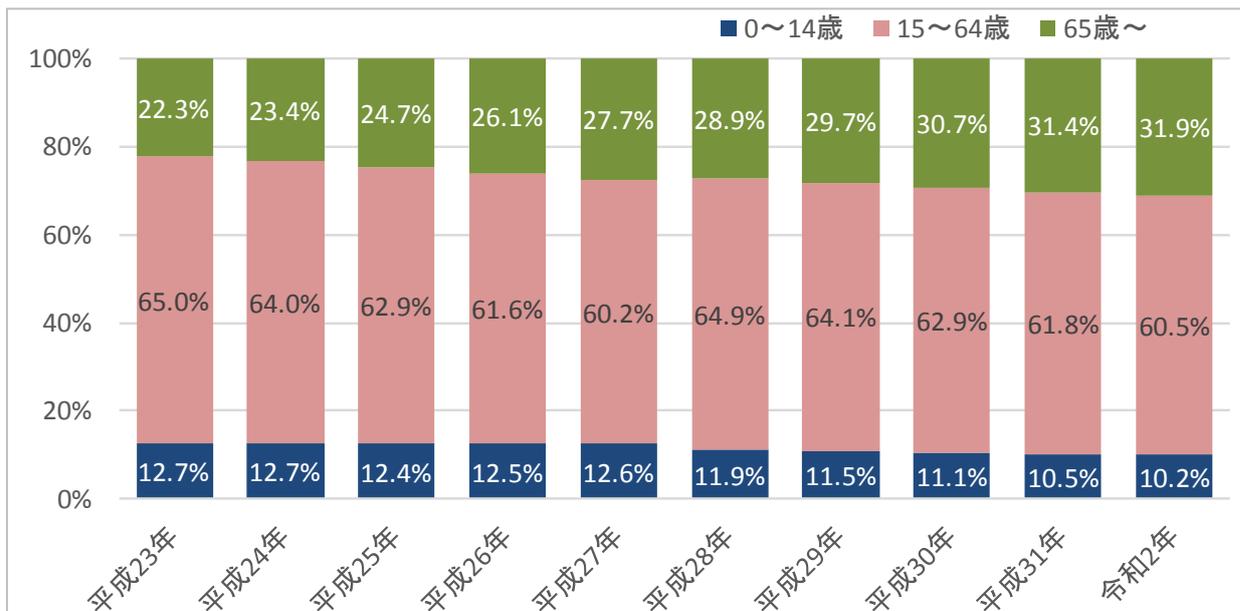
総人口は、平成26年をピークに減少しており、令和2年は20,723人となっている。世帯数は、核家族化による世帯分離や単身世帯の増加等により、年々増加傾向にあり、令和2年は9,826世帯で1世帯当たり2.1人である。(図表4) また、年齢階層別に人口をみると、令和2年の年少人口比率は10.2%、老年人口比率は31.9%となり、少子高齢化が進んでいる。(図表5)

図表4 総人口及び世帯数の推移



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

図表5 年齢階層別人口の推移

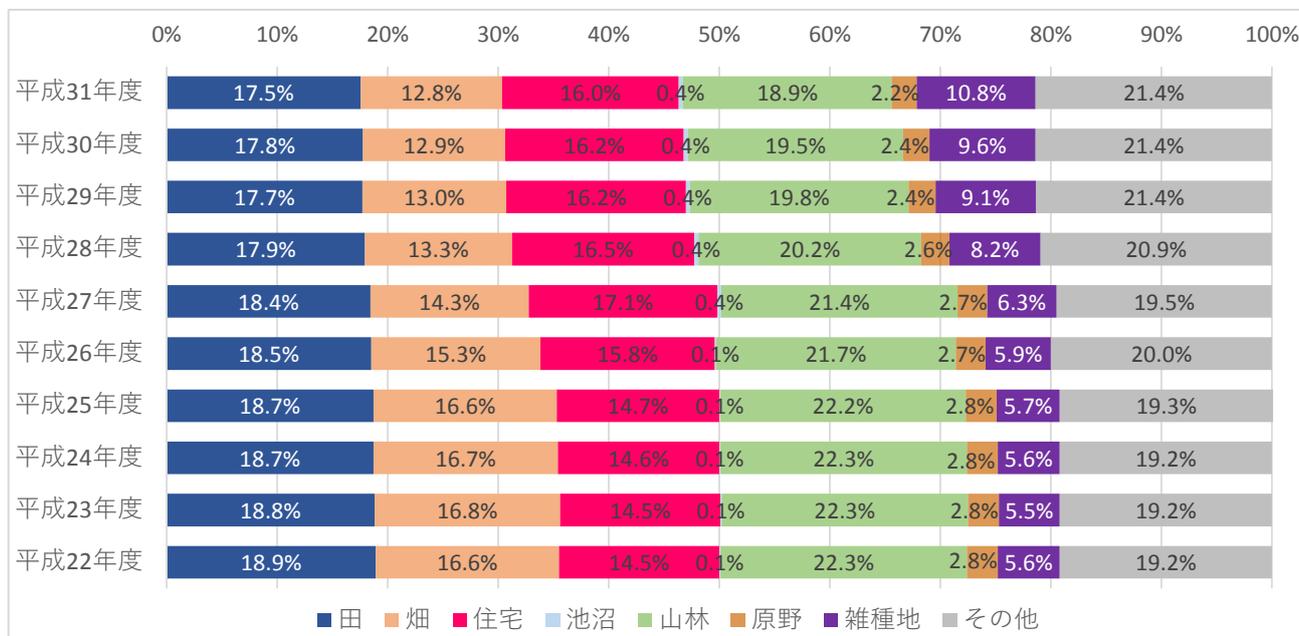


出典：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 土地利用

土地利用の状況は、平成31年では山林が18.9%と最も多く、次いで田が17.5%、住宅が16.0%となっている。平成22年度からの推移をみると田や畑、山林が微減し、住宅地や雑種地が増加している。(図表6)

図表6 土地利用の推移



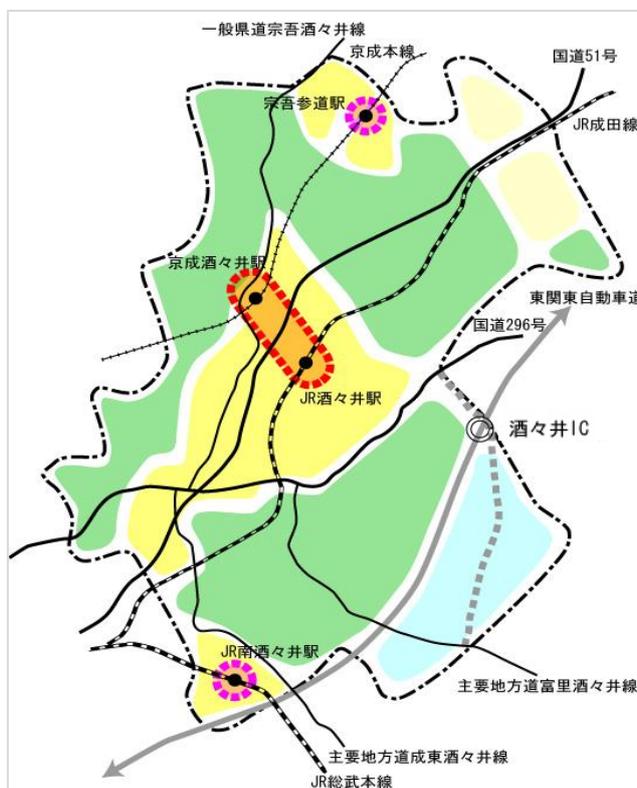
出典：固定資産概要調書（各年1月1日）

(3) 交通

町の交通は、鉄道は、JR成田線酒々井駅、JR総武本線南酒々井駅、京成電鉄本線酒々井駅・宗吾参道駅の3線4駅及び隣接に京成大佐倉駅もあり、都心や県都千葉市、成田国際空港と結ばれている。

道路は、国道51号・296号、県道成東酒々井線・富里酒々井線・宗吾酒々井線があり、県東部と千葉市や東京方面を結ぶ交通の要衝となっている。また、町を横断する東関東自動車道では、酒々井インターチェンジが設置されている。(図表7)

図表7 土地利用構想図



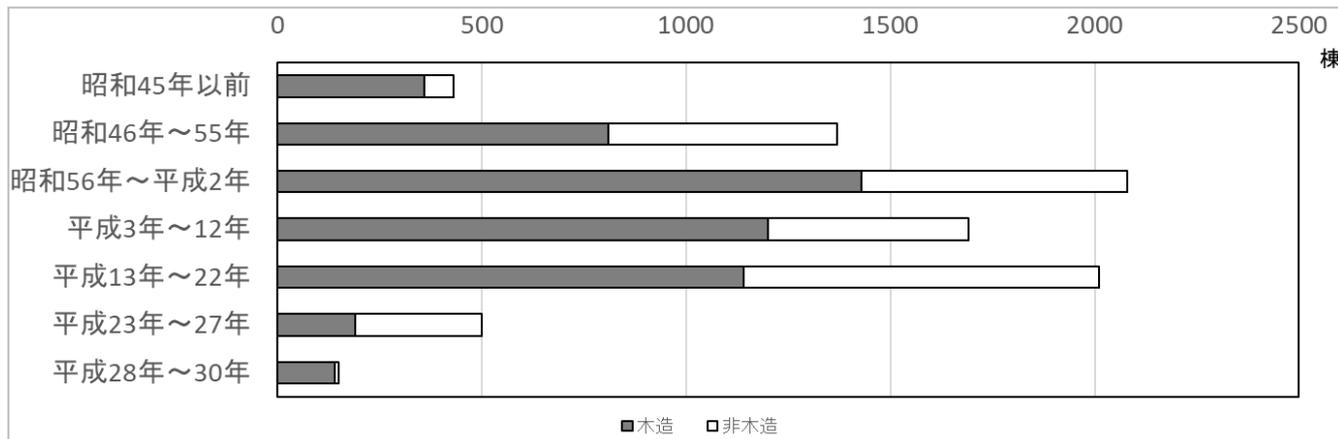
出典：第5次酒々井町総合計画後期基本計画（平成29年3月）

(4) 建物

①住宅

住宅戸数は、平成30年10月1日現在、全部で8,260戸（建築の時期「不詳」を含む。）である。旧耐震建物である昭和55年以前に建築された住宅は1,800戸で全体の約21.7%を占めている。特に昭和45年以前に建築された住宅は430戸で全体の約5.2%となっている。（図表8）

図表8 建築時期別、建物構造別住宅棟数

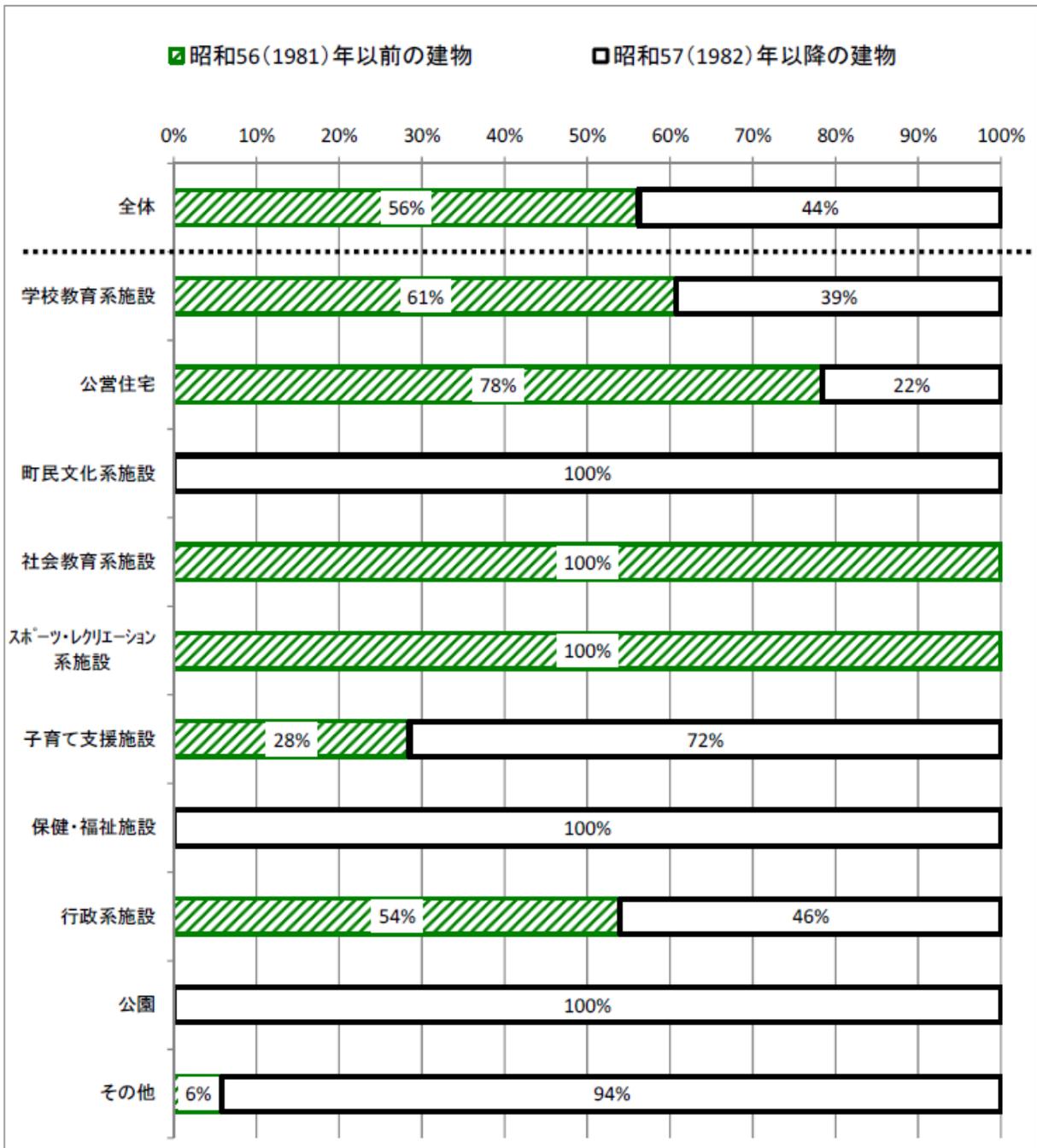


出典：総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査報告」
(平成30年10月1日現在)

②公共施設

公共施設は、学校教育系施設、公営住宅、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設、行政系施設において、半数以上が昭和56年以前の建物となっている。(図表9)昭和30年代半ばからの高度経済成長期とその後の約10年間に、多くの教育施設、公営住宅等の公共施設を整備したため、旧耐震建物となり耐震改修等を進めてきたが、現在、多くの施設が改修・更新時期を迎えている状況である。そのため、町では酒々井町公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化等を行うことにより、公共施設等の全体最適化を進めている。

図表9 公共施設の延床面積の建築年度区分ごとの構成比



出典：酒々井町公共施設等総合管理計画（平成28年3月）

3 目指すべき姿

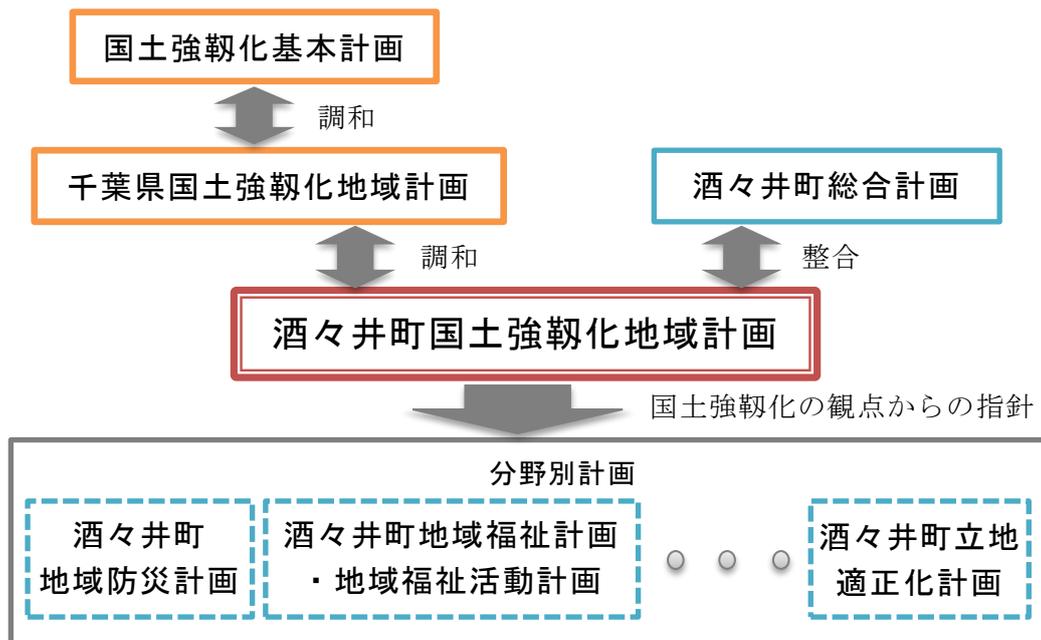
本計画によって、大規模自然災害から町民の生命・身体・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧復興を可能にし、国・県全体の強靱化に積極的に貢献していくとともに、幅広い分野の強靱化を推進することにより、町の持続的成長の実現を図る。

4 計画の位置づけ等

4-1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の「国土強靱化基本計画」や「千葉県国土強靱化地域計画」と調和を図りつつ、町の基本的な指針である酒々井町総合計画と整合を図りながら、国土強靱化に関する町の指針を示す計画として位置づける。(図表10)

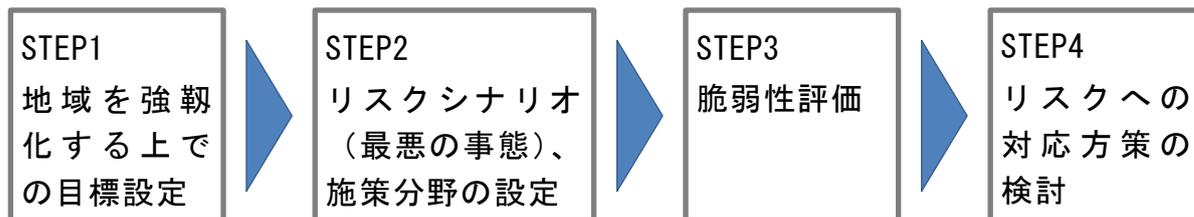
図表 10 計画の位置づけ



4-2 計画策定に係るプロセス

国のガイドラインを参考に、以下のプロセスにより計画を策定する。(図表11)

図表 11 計画策定に係るプロセス



5 基本目標

基本法では、第14条で、地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されていることを踏まえ、本計画の策定に当たっては、国基本計画の基本目標を踏襲し、次の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

6 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し、達成すべき目標として次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定する。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン※を含む）を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

※サプライチェーンとは、製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのことである。

第2章 脆弱性評価

1 想定するリスク

1-1 地震・液状化

(1) 地震災害履歴

過去に町に影響を及ぼした地震は、関東地震(1923年)から東北地方太平洋沖地震(2011年)が挙げられる。(図表12)町の被害の記録が残っている東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)はマグニチュード9.0の巨大な地震で、太平洋側に大きな津波被害をもたらした。千葉県でも死者・行方不明者22人、負傷者251人、建物全壊799棟、半壊9,810棟等の被害が発生した(消防庁による。平成24年1月11日現在)。町では、震度5弱の揺れを記録し、人的被害はなかったものの建物やライフライン等の被害が発生した。(図表13)

図表12 町に影響を及ぼした地震

発生年月日	地震名	マグニチュード	震度	最大震度
1923年 9月1日	関東地震	7.9	5	6(被害状況から震度7相当)
1987年 12月17日	千葉県東方沖地震	5.7	5	5
2005年 4月11日	千葉県北東部地震	6.1	4	5強
2005年 7月23日	千葉県北西部地震	6.0	3	5強
2011年 3月11日	東北地方太平洋沖地震	9.0※	5弱	7

※モーメントマグニチュード(周期が数十秒以上の長周期の地震波とその波の形を使って推定するマグニチュード)による。その他の地震は、気象庁マグニチュード(周期数秒程度以下の地震波の最大振幅を使って推定するマグニチュード)で表している。

出典：酒々井町地域防災計画の表を一部抜粋

図表13 東日本大震災での町の被害

(平成24年3月末現在)

被害項目	被害内容
人的被害	なし
火災	1件(落下物の焼損)
住家被害	全壊1棟、半壊1棟、一部破損249棟
その他(塀、灯籠倒壊等)	13件
がけ崩れ(宅地関係)	2箇所
道路被害	22箇所(全面通行止め0箇所、片側通行止め11箇所)
公園被害	2箇所
公共施設被害	7箇所
ライフライン被害	水道8箇所、電気なし

出典：酒々井町地域防災計画

(2) 地震災害の被害想定

千葉県は、東日本大震災等を踏まえ「平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査（平成 28 年 3 月）」（以下「千葉県地震被害想定調査」という。）を行った。この調査では、千葉県北西部直下地震を想定し、地震による揺れの強さ、建物全壊数、死傷者数等の被害想定を行っている。町では、千葉県北西部直下地震を想定し、対策を推進している。想定地震の概要は、マグニチュード 7.3 規模の地震が、30 年以内に 70% の確率で発生すると想定されている。（図表 14）

町では、震度 5 強～震度 6 弱と予測され、特に印旛沼沿いの低地・干拓地や谷底平野等の広い範囲に震度 6 弱と予測されている。（図表 15）また、印旛沼沿いの低地・干拓地で液状化の危険度が高いと予測されている。（図表 16）なお、千葉県地震被害想定調査において、町は津波浸水範囲外となっている。

また、被害想定は、人的被害は比較的少ないが、建物被害やライフラインに影響が出る想定となっている。（次頁の図表 17）

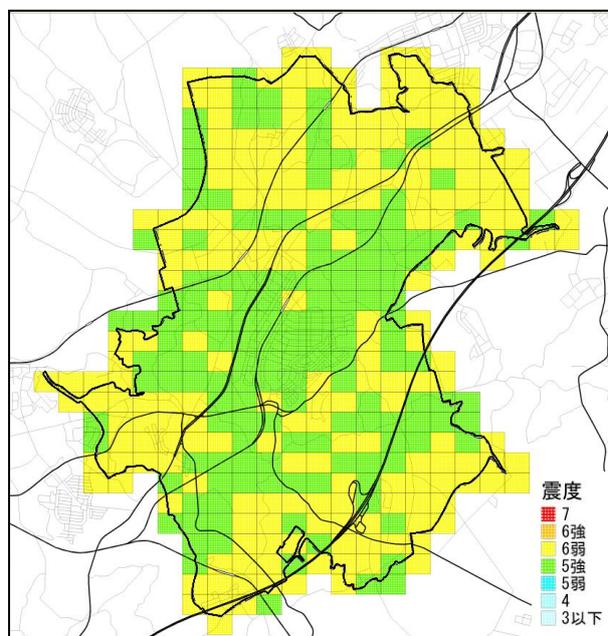
図表 14 想定地震の概要

想定地震	タイプ	マグニチュード (Mw)	30 年以内発生確率	概要
千葉県北西部直下地震	プレート内	7.3	70%	千葉県で防災・減災対策の主眼に置く地震

※内閣府の首都直下地震モデル検討会において、東京湾北部地震を想定した領域は、大正関東地震の断層すべりにより既に応力が解放された領域にあると推定されたことによる。

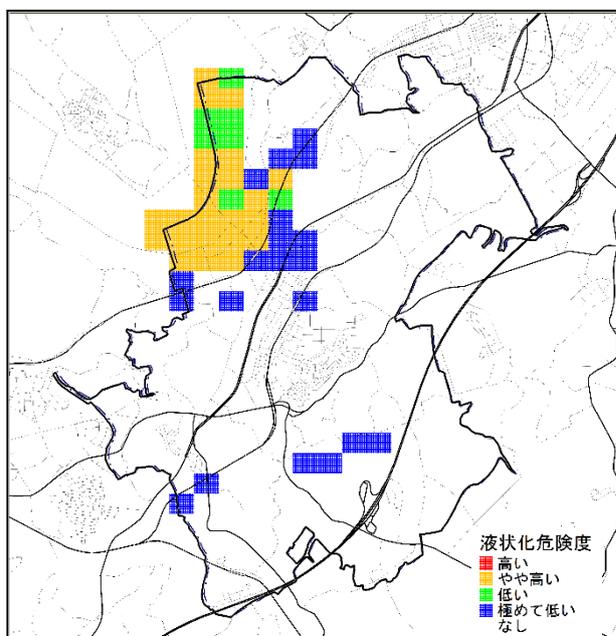
出典：酒々井町地域防災計画の表を一部抜粋

図表 15 震度予測図



出典：酒々井町地域防災計画

図表 16 液状化危険度予測図



出典：酒々井町地域防災計画

図表 17 酒々井町の地震被害想定結果（千葉北西部直下地震）

大項目	中項目	小項目	単位	想定結果
地震動	震度階級	5 弱の面積率	(%)	0.0
		5 強の面積率	(%)	41.8
		6 弱の面積率	(%)	58.2
		6 強の面積率	(%)	0.0
建物被害	全壊・焼失棟数	揺れ	(棟)	3
		液状化	(棟)	1
		急傾斜地	(棟)	0
		火災	(棟)	0
		計	(棟)	4
	半壊	揺れ	(棟)	119
		液状化	(棟)	9
		急傾斜地	(棟)	1
計		(棟)	129	
人的被害	死者数		(人)	—
	負傷者数	重傷者数	(人)	—
		軽傷者数	(人)	約 10
ライフライン被害	上水道被害	機能支障人口	(人)	約 4,800
		機能支障率	(%)	23
	下水道被害	直接的な影響人口	(人)	約 350
	都市ガス被害	支障戸数	(戸)	0
	LP ガス被害	機能支障	(戸)	約 60
		機能支障率	(%)	1
震災廃棄物		総量	(t)	約 520
生活支障	避難者数 (1日後)	全避難者数	(人)	約 40
		避難所避難者数	(人)	約 20
		避難所外避難者数	(人)	約 10
	避難者数 (2週間後)	全避難者数	(人)	約 770
		避難所避難者数	(人)	約 310
		避難所外避難者数	(人)	約 460
	帰宅困難者	県内での帰宅困難者数	(人)	約 1,700
		県外での帰宅困難者数	(人)	約 1,950
	エレベーター内閉じ込め	停止台数	(台)	—

出典：酒々井町地域防災計画

1 - 2 風水害・土砂災害

(1) 風水害・土砂災害の履歴

町では、小河川（普通河川）の周辺で宅地化が進み、内水氾濫による被害が局所的に発生している。また、近年繰り返される台風等により、局所的な河川の氾濫や土砂災害が発生している。（図表 18）

図表 18 町で被害が発生した風水害

年月日	種別	総雨量	時間最大雨量	被害状況
平成3年 9月7～10日	台風第15号	200mm ^{※1}	47mm ^{※1}	・京成酒々井駅北西の中川の溢水により床上浸水15棟（中川地区） ・江川の溢水により水田、道路（町道）の冠水
平成3年 9月19日	台風第18号	203mm ^{※2}	43mm ^{※2}	・高崎川の溢水により床下浸水2棟（下谷上り地区）
平成8年 9月22日	豪雨	243mm ^{※2}	36mm ^{※2}	・県道宗吾酒々井線の路肩決壊
平成13年 10月10日	台風第15号	186mm ^{※1}	41mm ^{※1}	・床下浸水9戸
平成16年 9月4日	豪雨	186mm ^{※1}	77mm ^{※1}	・中川の溢水により床上浸水26棟21世帯、床下浸水28棟、道路の冠水
平成16年 10月8～9日	台風第22号、 前線	186.5mm ^{※1}	34mm ^{※1}	・床上浸水1棟 ・一部損壊1棟
平成25年 10月15～16日	台風第26号	301.5mm ^{※1}	49.5mm ^{※1}	・床上浸水4棟、道路の冠水、道路の路肩決壊
令和元年 9月9～10日	台風15号	135.5mm ^{※2}	43.5mm ^{※2}	・災害救助法が適用される程の被害規模 ・全壊1棟、半壊9棟、一部損壊371棟（令和2年1月末時点）
令和元年 10月12～13日	台風19号	131mm ^{※2}	20mm ^{※2}	・床上浸水3件、床下浸水12件、冠水による通行止め6箇所 ・がけ・道路法面崩れ25箇所（町道は13箇所、通行止め4箇所）
令和元年 10月25日	豪雨	248mm ^{※2}	54mm ^{※2}	・中川：JR成田線付近の上流部及び下流部で氾濫 ・高崎川、江川、馬橋川の各河川で氾濫 ・台風15号では、アメダス佐倉観測所において、観測史上1位となる33.9(m/s)の日最大瞬間風速を観測

※1 雨量の値は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所酒々井出張所内の雨量計に基づく。

※2 雨量の値は、アメダス佐倉観測所に基づく。

出典：酒々井町地域防災計画

(2) 風水害の被害想定

町は、これまでに利根川、高崎川及び印旛沼の「洪水ハザードマップ」を作成してきた。近年、減災の取り組みの一環として平成 29 年に国土交通省から「利根川水系利根川洪水浸水想定区域図」が公表され、令和 2 年に千葉県から「利根川水系高崎川洪水浸水想定区域図」が公表された。

今後、町においても、国等の動向を踏まえ、想定最大規模の洪水浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップの作成等の洪水浸水対策を推進していく必要がある。

なお、ハザードマップの前提となる降雨条件は、利根川は利根川流域、八斗島上流域の 3 日間雨量が 419mm、高崎川・印旛沼では、高崎川流域の 24 時間雨量 668.7mm となっている。(図表 19)

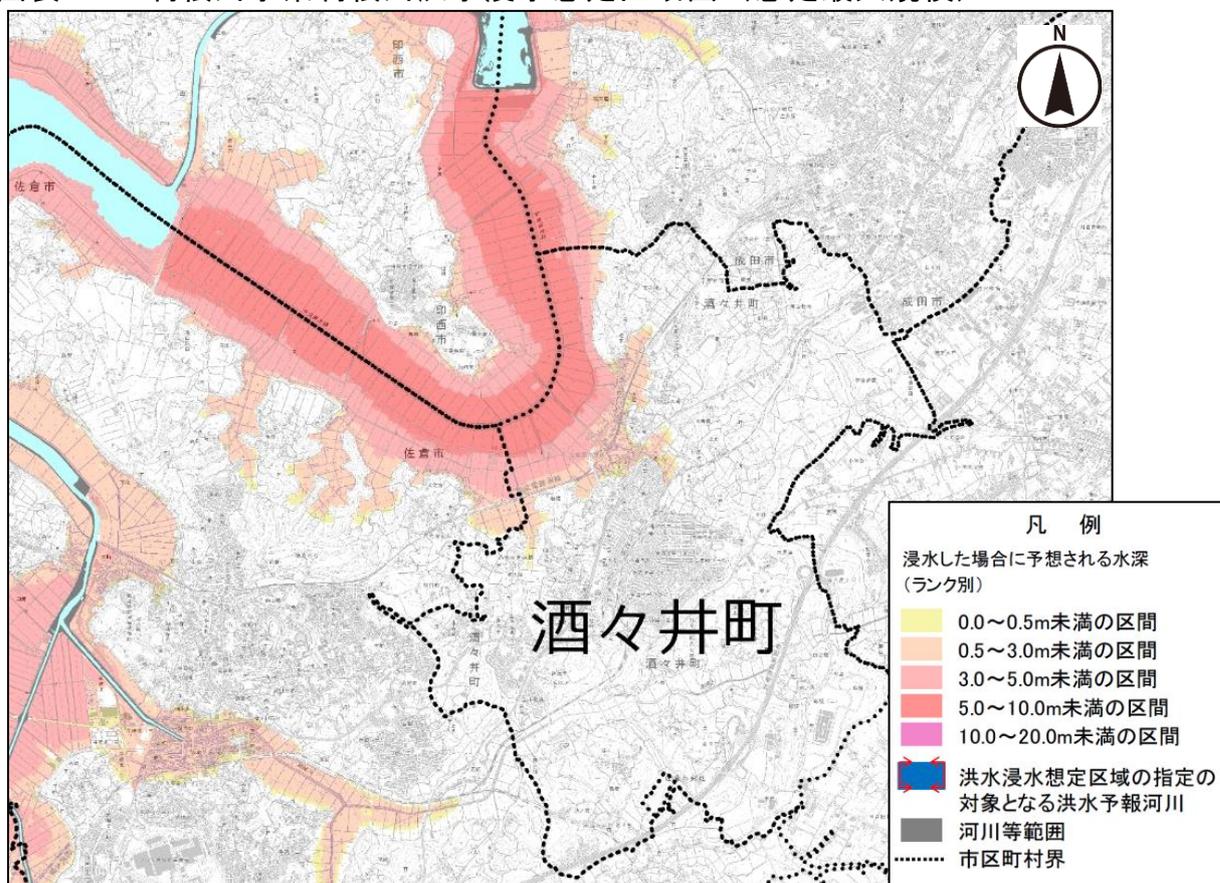
図表 19 前提となる降雨条件

利根川	利根川流域、八斗島上流域の 3 日間雨量 419mm
高崎川・印旛沼	高崎川流域の 24 時間雨量 668.7mm

出典：酒々井町地域防災計画

利根川洪水浸水想定は、河川に近い田畑が浸水深 3～10m となり、一部、住宅街においては、浸水深 3m 未満となっている。(図表 20)

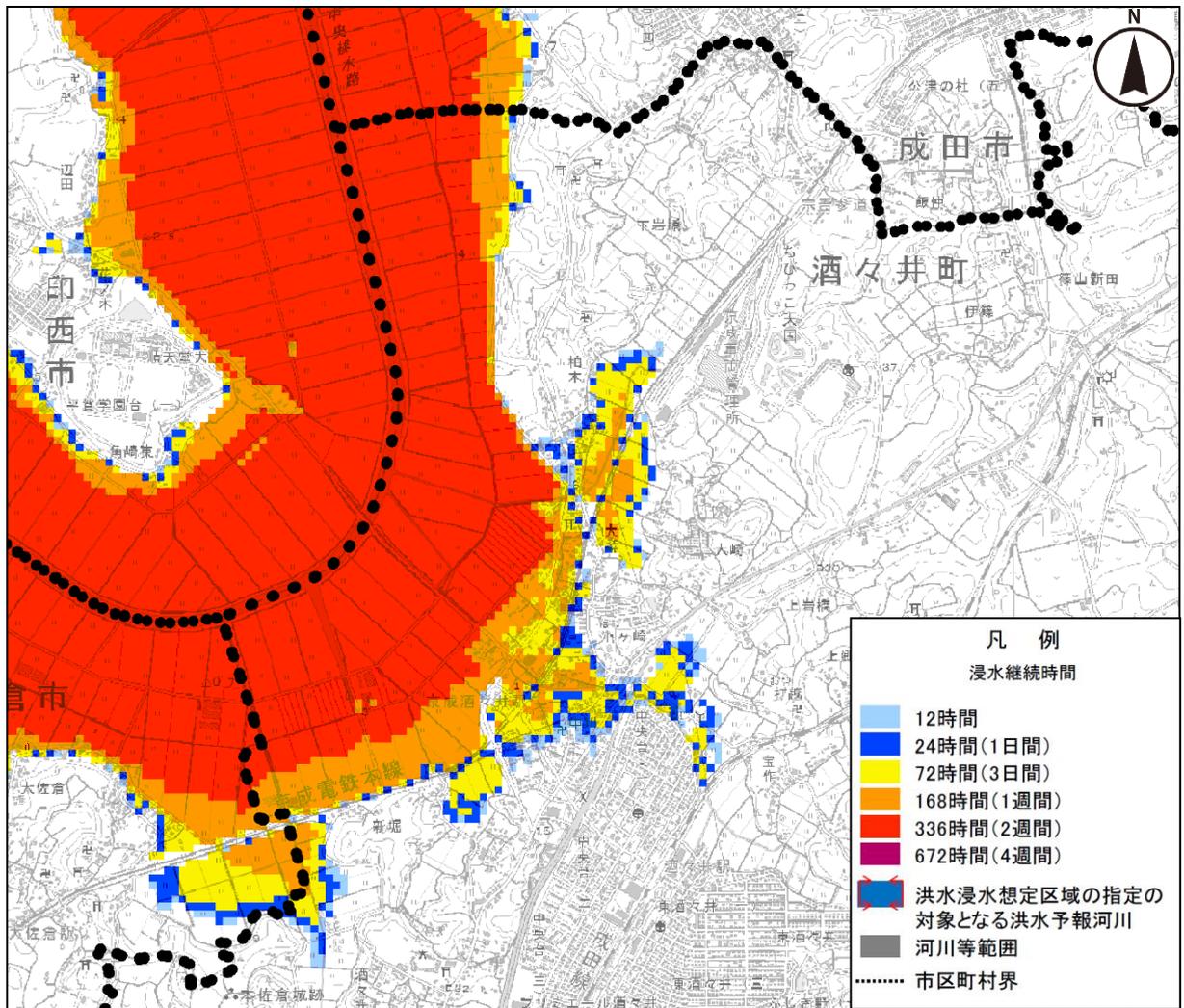
図表 20 利根川水系利根川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



出典：酒々井町地域防災計画

利根川洪水における浸水継続時間は、河川に近い田畑において、2週間となり、一部、住宅街においては、3日～1週間となっている。(図表 21)

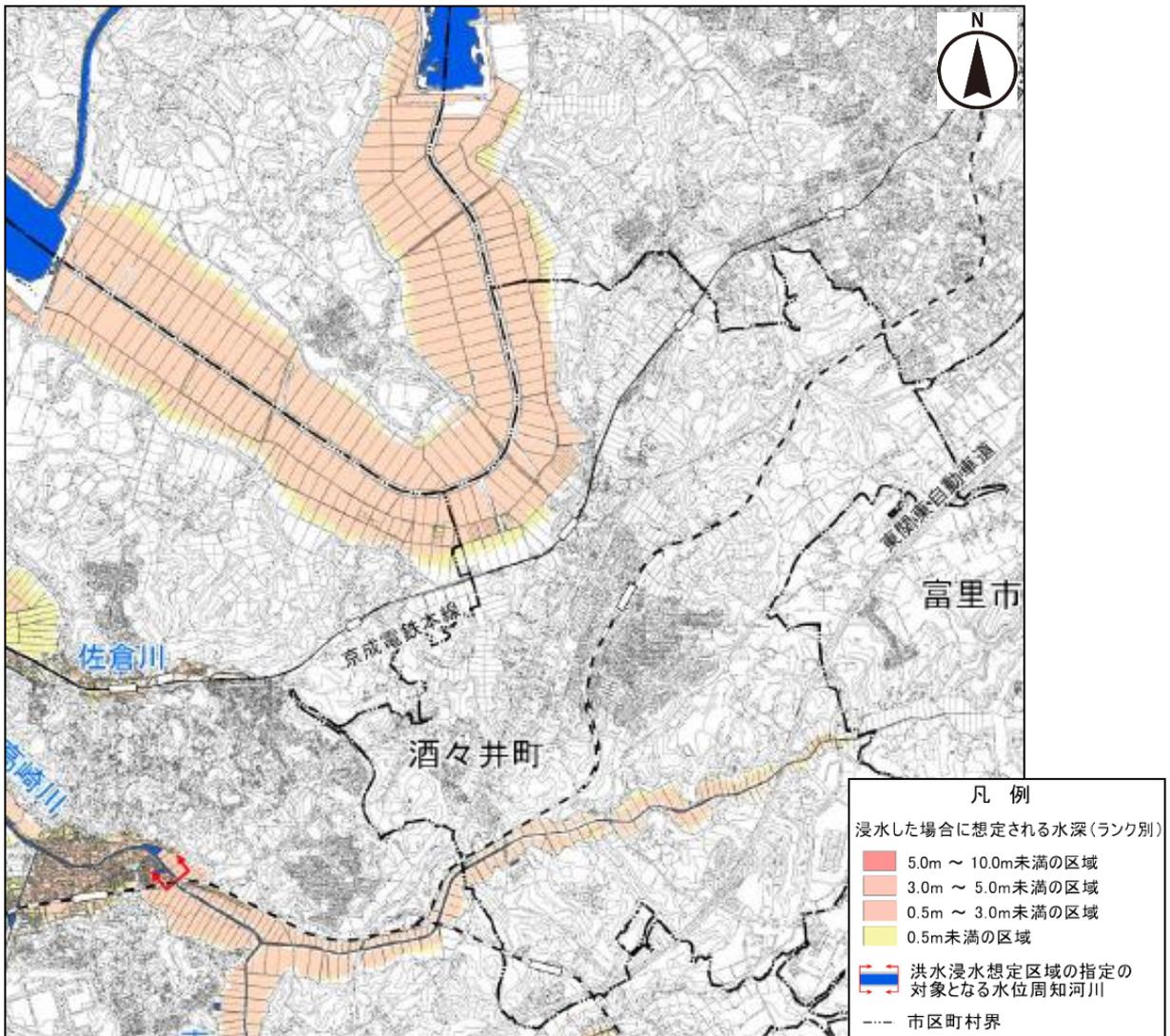
図表 21 利根川水系利根川洪水浸水想定区域図 (浸水継続時間)



出典：酒々井町地域防災計画

高崎川洪水における浸水深は、河川に近い田畑において、0.5～3mとなっている。
 (図表 22)

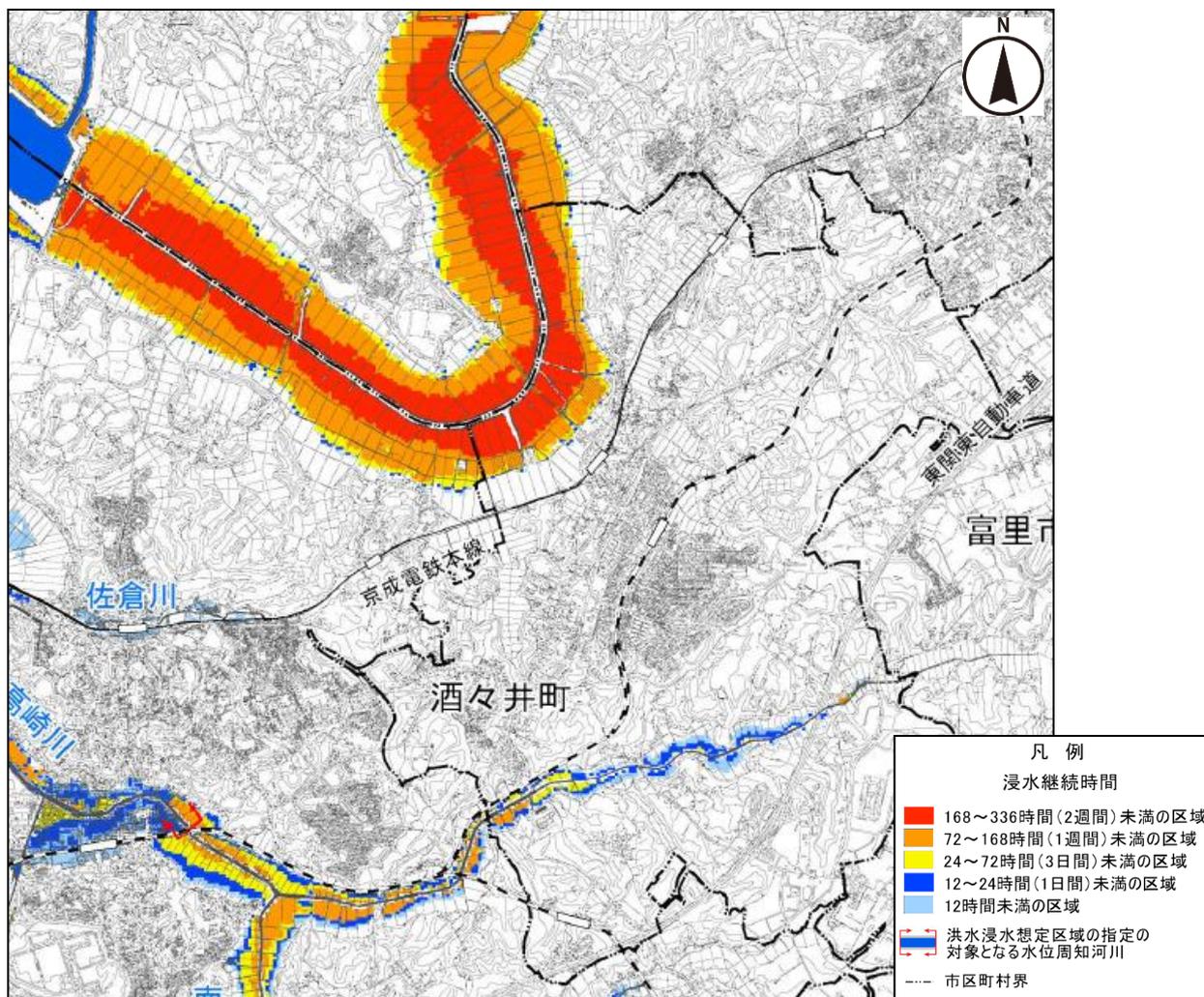
図表 22 利根川水系高崎川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



出典：千葉県「利根川水系高崎川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)」

高崎川洪水における浸水継続時間は、河川の付近において、12 時間未満から、最長で 2 週間となっている。(図表 23)

図表 23 利根川水系高崎川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

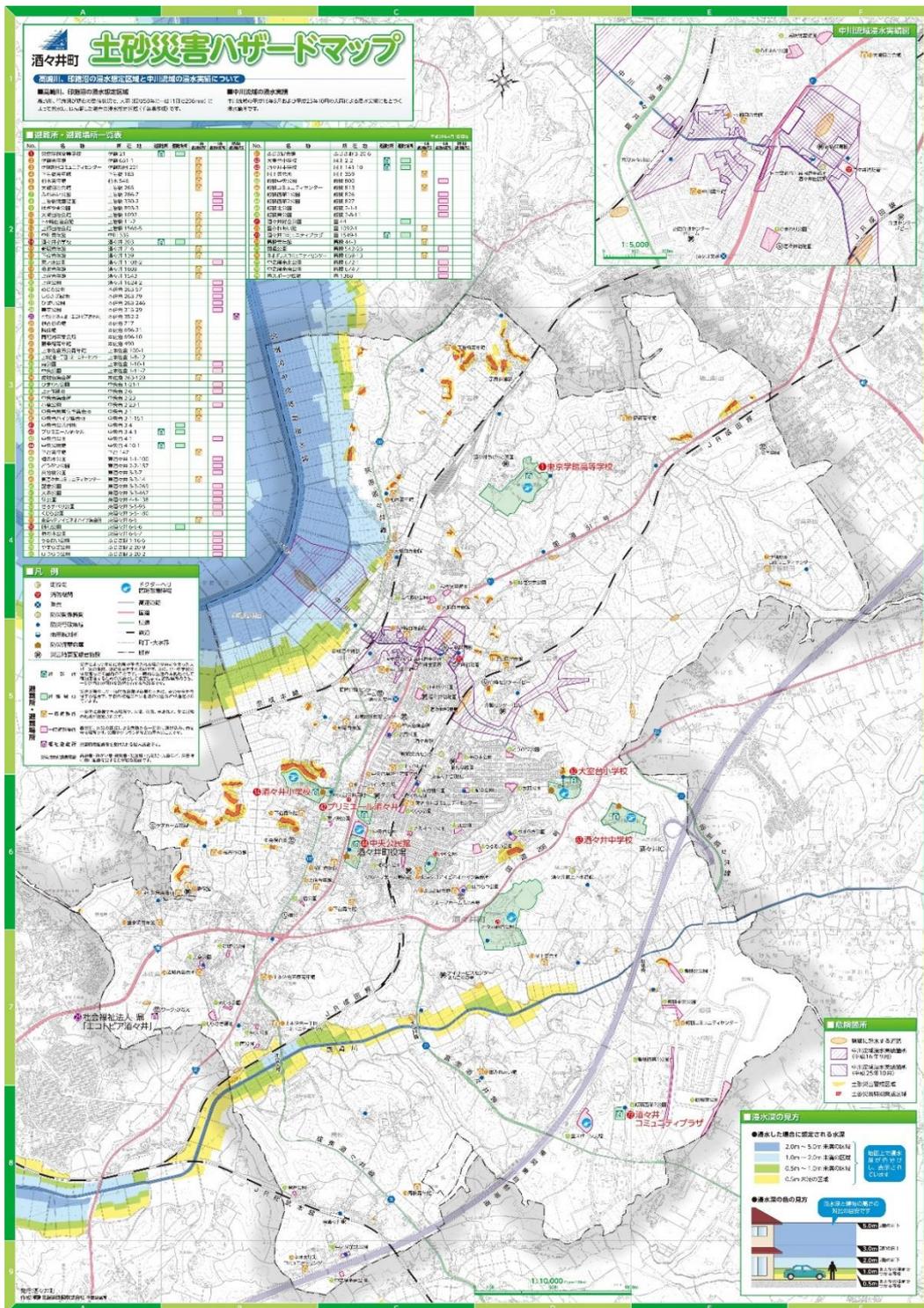


出典：千葉県「利根川水系高崎川洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）」

(3) 土砂災害の被害想定

町においては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月8日法律第57号)に基づいて、45箇所が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定・告示されている。これら区域は、いずれも段丘と谷底平野の境界に当たる段丘崖に分布する。町では、地域住民にハザードマップを配布し、周知を図っている。(図表24)

図表 24 土砂災害ハザードマップ



出典：酒々井町土砂災害ハザードマップ

2 起きてはならない最悪の事態の設定

脆弱性評価は、基本法第 17 条第 3 項により、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。本計画においては、国基本計画の 45 の最悪の事態を参考にしつつ、町の地域特性や本計画が想定するリスクを踏まえ、8 の「事前に備えるべき目標」に対して、33 の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。(図表 25)

図表 25 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生
		1-2	河川の氾濫等による死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	治安の悪化及び信号機の全面停止による重大交通事故の多発
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止
		5-5	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	下水処理施設、ポンプ場等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による地域経済への影響
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

3 施策分野の設定

国基本計画及び県地域計画の施策分野、町の状況を参考に、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策分野として、6つの個別施策分野と4つの横断的分野を設定した。（図表26）

図表 26 施策分野

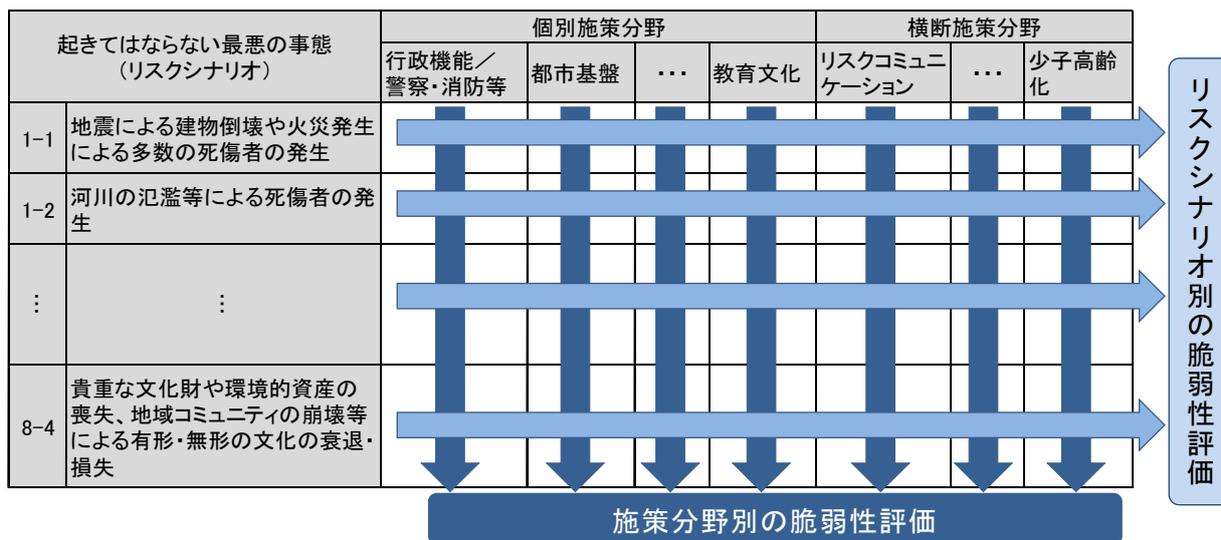
個別施策分野	1	行政機能／警察・消防等	4	産業経済
	2	都市基盤	5	生活環境
	3	健康福祉	6	教育文化
横断的施策分野	1	リスクコミュニケーション		
	2	人材育成		
	3	老朽化対策		
	4	少子高齢化対策		

4 脆弱性評価結果

4-1 評価の方法

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、縦軸に 33 の「起きてはならない最悪の事態」、横軸に 10 の施策分野を配置したマトリクスを作成し、現在取り組んでいる施策の整理を行う。その上で、「起きてはならない最悪の事態」への対応が不十分な箇所を脆弱性として評価を行った。(図表 27)

図表 27 評価方法のイメージ図



4-2 脆弱性評価結果

評価結果のポイントは次のとおりである。

○地域特性を踏まえた対策の必要性

町には、中川、高崎川等の複数の河川・水路が流れており、令和元年 10 月 25 日の大雨では各河川・水路で氾濫等が起きている。また、地震や液状化のリスクもあるため、地域特性を踏まえたリスクシナリオを想定し、対策を検討する必要がある。

○効果的なハード・ソフト対策の必要性

公共施設やインフラ施設の老朽化が進んでおり、計画的な施設の更新、長寿命化等のハード対策が必要である。また、大規模自然災害に対しては、ハード対策のみでは不十分であるため、防災知識の周知・啓発、防災訓練等による防災力の向上等、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、効果的に対策を推進する必要がある。

○代替性・冗長性等の確保の必要性

いかなる災害が発生しても地域社会・経済が機能不全に陥らず、速やかに復旧・復興が可能となるように、バックアップの施設、システム等の整備により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

○国・県・町民・民間事業者等との連携の必要性

国土強靱化に係る施策を効果的に実施するために、町のみならず、国、県等の関係機関と町民、民間事業者等との間で十分に連携を図る必要がある。

第3章 強靱化の推進方針

1 事前に備えるべき目標別の強靱化に向けた主な行動

事前に備えるべき目標別に、目標実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」を発生させないための主な取り組みを整理した上で、具体的に推進する「強靱化に向けた主な行動」を示す。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
起きてはならない最悪の事態	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生 1-2 河川の氾濫等による死傷者の発生 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
強靱化に向けた主な取り組み ※（）の番号は、対応する「起きてはならない最悪の事態」	<ul style="list-style-type: none"> ○事前予防による被害の発生抑制・軽減(1-1, 1-2, 1-4, 1-5) ○防災・減災のための施設整備と住宅・建築物の耐震化の推進(1-1) ○治水対策や土砂災害対策による自然災害の抑制(1-2, 1-4) ○計画的な土地利用による災害の抑制(1-3) ○森林等の自然環境の適正な保全・有効管理(1-3, 1-4) ○要配慮者への支援による人命の保護(1-5) ○災害情報や避難情報等の情報収集・伝達方法の確立・整備(1-5) ○防災に対する意識醸成と自然災害への知識の普及・啓発(1-5)
強靱化に向けた主な行動	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物の耐震化の推進や危険コンクリートブロック塀の安全化、土砂災害対策、宅地防災対策を推進する。 ○災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進するとともに、立地適正化計画の防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を強化する。 ○中川流域において、調節池の整備及び河道改修を行い、併せて水循環系の再生を図る雨水貯留浸透施設の設置を進め、総合的な治水対策を図る。また、準用河川馬橋川においては、流域対策及び河道改修を推進する。 ○地域住民や社会福祉関係団体の活動と公的サービスとの連携、避難行動要支援者登録制度や高齢者の見回り等を推進する。 ○防災行政無線の保守及び公共施設等の戸別受信機の設置等を推進する。また、メール配信サービスや防災テレホンサービスを実施する。 ○ハザードマップの更新を行い、住民へ周知し、地域の危険性を把握させるとともに、避難所等の周知を図る。また、防災訓練等を実施し、自分の安全は自分で守る等、個人の防災意識の高揚を図り、地域住民との連携による防災意識の高いまちづくりを進める。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

<p>起きてはならない最悪の事態</p>	<p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p> <p>2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p> <p>2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶</p> <p>2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生</p> <p>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p> <p>2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生</p>
<p>強靱化に向けた主な取り組み</p> <p>※（）の番号は、対応する「起きてはならない最悪の事態」</p>	<p>○町の備蓄管理、各家庭への防災の備えの普及啓発(2-1)</p> <p>○自主防災組織の設置、防災士等の地域防災リーダーの育成(2-2)</p> <p>○消防団・自主防災組織との連携体制の強化と広域的な救急・医療体制の整備(2-2)</p> <p>○医療施設への自家発電等の設置促進(2-3)</p> <p>○観光情報の発信体制の整備、大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備(2-4)</p> <p>○地域福祉体制の整備、高齢者福祉支援の充実(2-5)</p> <p>○保健施策の充実促進(2-5, 2-6)</p> <p>○ごみ処理施設や浄化槽等の整備(2-6)</p>
<p>強靱化に向けた主な行動</p>	<p>○各家庭においては、飲料水、食料、トイレ処理剤等その他生活物資を常時家庭内に備蓄しておくよう、チェックリストの配布等を行い、家庭内備蓄を促進する。</p> <p>○防災士等の地域防災リーダーの育成を行うとともに、自主防災組織の設置も併せて推進する。</p> <p>○救助や捜索活動等への対応の遅れや医療機能が麻痺、停止する事態がないように、救助や捜索、搬送手段の確保による人命の保護と救助用資機材の整備や救急医療体制の充実を図る。</p> <p>○地域における消防活動や救急活動の体制整備や消防団及び自主防災組織との連携体制を強化する。</p> <p>○福祉施設や医療施設、高齢者施設等の耐震化、自家発電設備等の整備を促進し、安全性の確保を図る。</p> <p>○地域住民や社会福祉関係団体の活動と公的サービスとの連携を強化する。</p> <p>○帰宅困難者の対応として、関係機関との情報連絡体制整備を行うとともに、町外からの観光客に向けて迅速に正確な情報発信をできる体制の整備を進める。</p> <p>○ライフラインの長期停止等により地域の衛生状態が悪化することがないように、平時から町民の健康づくりを推進するとともに、避難所における被災者の感染症の防止対策を図る。</p>

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	
起きてはならない最悪の事態	3-1 治安の悪化及び信号機の全面停止による重大交通事故の多発 3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
強靱化に向けた主な取り組み ※（）の番号は、対応する「起きてはならない最悪の事態」	○警察署や関係団体との連携、交通安全意識の高揚(3-1) ○ICTを活用した行政サービスの向上(3-2) ○広域行政の推進(3-2)
強靱化に向けた主な行動	○町、警察、地域住民等が一体となった新たな防犯体制による見守りやパトロール活動等の地域安全活動を推進する。 ○行政事務についてもIT化等による業務改革を進め、効率的な行政運営と町民の利便性が高い行政サービスの提供を図る。ホームページについて、迅速かつ円滑な情報発信及び内容の充実に努める。 ○災害時の広域応援体制の整備を行うとともに、近隣市町との連携を強化し、地域内の情報交換や広域的な事業の効率的な推進に努める。

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	
起きてはならない最悪の事態	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
強靱化に向けた主な取り組み ※（）の番号は、対応する「起きてはならない最悪の事態」	○ライフライン施設の安全性、代替性の確保(4-1) ○省エネ、再生可能エネルギーの普及啓発(4-1) ○災害応援協定締結等による燃料等の確保(4-1) ○災害情報や避難情報等の情報収集・伝達方法の確立・整備【再掲】(4-2)
強靱化に向けた主な行動	○上下水道施設、電力施設、ガス施設、液化石油ガス、通信施設等の管理者に対し、施設の耐震化や供給系統の多重化、拠点の分散、代替及び臨時供給設備等を事業計画等に基づき対策を推進するよう呼びかけを行う。 ○地球温暖化対策推進のため、住宅用省エネルギー設備（太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム等）導入費用の補助等の支援を行う。

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

<p>起きてはならない最悪の事態</p>	<p>5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-4 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止 5-5 食料等の安定供給の停滞</p>
<p>強靱化に向けた主な取り組み ※（）の番号は、対応する「起きてはならない最悪の事態」</p>	<p>○地元商店の活性化や観光振興(5-1, 5-2) ○民間事業者への防災対策の推進(5-1, 5-2, 5-3) ○多様な公共交通機能の維持・向上と幹線道路の整備(5-1, 5-4, 5-5) ○生活道路や橋梁の整備・改修(5-4, 5-5) ○駅前広場の整備(5-4) ○農業被害の軽減と地産地消による農業生産の確保(5-5)</p>
<p>強靱化に向けた主な行動</p>	<p>○商工会事業に対する支援及び中小企業者へ各種融資制度の活用を促進する。 ○事業者へ施設の耐震化や予備電源の確保を促し、防災力の向上を図る。 ○不特定多数の人が集まる酒々井プレミアム・アウトレットに接続する都市計画道路尾上・飯積線の整備及び地区周辺道路等の関連公共施設整備に努める。 ○酒々井町無電柱化推進計画に基づき無電柱化を推進する。 ○駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、特に災害時には、交通拠点、避難拠点、物流拠点になり得ることから、宗吾参道駅及び南酒々井駅の早期整備が必要であるとともに、自由通路等を整備することにより、歩行者の安全な動線を確保する。 ○農業が効率的、安定的に営めるよう、認定農業者、農業後継者、新規就農者、週末営農等の多様な担い手の育成及び農業経営の向上に努める。</p>

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
起きてはならない最悪の事態	<p>6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</p> <p>6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止</p> <p>6-3 下水処理施設、ポンプ場等の長期間にわたる機能停止</p> <p>6-4 地域交通ネットワークが分断する事態</p>
強靱化に向けた主な取り組み ※（）の番号は、対応する「起きてはならない最悪の事態」	<p>○自家発電、蓄電池等によるライフラインの確保(6-1)</p> <p>○電力・ガス・水道等のライフラインの復旧対策(6-1, 6-2, 6-3)</p> <p>○水資源の保全と災害時の節水意識の醸成(6-2)</p> <p>○上下水道の維持管理・更新(6-2, 6-3)</p> <p>○生活道路や橋梁の整備・改修【再掲】(6-4)</p>
強靱化に向けた主な行動	<p>○災害時に、食料や日用品、燃料等の物資の大幅な不足や電気やガス等のエネルギー供給の停止等に陥らないように、物品や食料等の備蓄によるライフラインの確保と電力・ガス・水道等のライフラインの復旧対策に取り組む。</p> <p>○上下水道の維持のため、管路やポンプ施設等の老朽化対策を推進する。また、老朽化が進んだ尾上浄水場の電気施設、取水井、着水井、配水池等について調査、診断を行い、計画的な更新工事を検討する。</p>

7. 制御不能な二次災害を発生させない	
起きてはならない最悪の事態	7-1 市街地での大規模火災の発生 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害 7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による地域経済への影響 7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
強靱化に向けた主な取り組み ※ () の番号は、対応する「起きてはならない最悪の事態」	○消防資機材の整備と防火意識の高揚(7-1) ○オープンスペースの確保による被害の拡大抑制(7-1) ○生活道路や橋梁の整備・改修【再掲】(7-2) ○防災・減災のための施設整備と住宅・建築物の耐震化の推進【再掲】(7-2) ○防災施設の整備(7-3) ○公園の適正配置及び多目的整備(7-3) ○迅速に正確な行政情報の提供体制の整備【再掲】(7-4) ○就農者の確保・支援による農業活動の早期復旧(7-5) ○農業環境の保全と活用【再掲】(7-5)
強靱化に向けた主な行動	○消火栓や防火水槽等の消防水利の計画的な更新・整備を図る。消防団員の確保と資機材の更新・整備に努める。 ○防火訓練、初期消火訓練等の各種訓練や啓発活動を実施する。消防機関や区、自治会、自主防災組織等と連携し、火災予防に努める。 ○緑地・公園は、貴重な緑資源としてその保全を図る。また、公園については防災上の観点からも適正な管理を行う。 ○避難所となる学校施設の計画的な整備・改修を進める。特に酒々井中学校グラウンドは、安全性の確保と部活動の競技力の向上が期待できることから、拡張整備を進める。また、町体育館の整備を検討する。 ○指定緊急避難場所及び一時避難場所に指定されている町内全ての公園を、災害発生時の避難場所等として多目的な機能を有した公園の整備に努める。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

<p>起きてはならない最悪の事態</p>	<p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-3 地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p> <p>8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p>
<p>強靱化に向けた主な取り組み</p> <p>※（）の番号は、対応する「起きてはならない最悪の事態」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理施設や浄化槽等の整備【再掲】(8-1) ○災害応援協定の締結、防災訓練の実施(8-1, 8-2) ○町民の雇用対策と企業への復興支援(8-3) ○道路・公共交通機能の迅速な回復(8-2, 8-3) ○迅速な復興のための地籍、権利関係調査(8-3) ○防犯体制の整備(8-3) ○平時からの地域コミュニティの強化(8-3, 8-4) ○地域の教育環境や文化の保護(8-4)
<p>強靱化に向けた主な行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害後の迅速な再建、回復に向けて、労働力の減少等による復旧工事の大幅な遅れに陥らないように、復興に向けた関係機関との体制づくりと財源の確保、関係人口[*]やボランティアとの連携の強化による人材の確保、災害後の情報発信機能の強化に取り組む。 ○復興事業に着手する際に、土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により復興が遅れないように、平時から地籍、権利関係調査に取り組み、迅速な復興対策を図る。 ○自分の安全は自分で守る等、個人の防犯意識の高揚を図り、地域住民との連携による防犯意識の高いまちづくりを進める。防犯ボランティア組織等の育成や支援に努め、地域と協働で行う防犯活動の促進を図る。 ○コミュニティ活動の拠点として自治会等が管理する地区集会所等の建て替えや修繕等に対し補助する。地域コミュニティ意識の醸成を図るため、コミュニティ備品の貸出等により、地域の祭り等の交流イベントの開催を側面から支援する。 ○国史跡指定地及び周辺を含めた便益施設や環境の整備を実施する。景観を含めた文化財及び埋蔵文化財の調査を行い、必要に応じて文化財指定を進め、貴重な歴史資源が失われることがないよう積極的な保存・活用を実施する。

^{*}関係人口とは、特定の地域に住んでいる「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことである。

2 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価結果に基づき、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うに当たって設定した 10 の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定にかかる基本的な指針）として整理した。

2 - 1 個別施策分野の推進方針

(1) 行政機能／警察・消防等

【行政機能】

(庁内体制の整備、庁内施設の整備)

- 大規模地震等が発生した場合においても、町民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに行政機能を維持する必要がある。そのため、業務継続計画の実効性を高め、災害時相互応援協定の締結等による応援受け入れ体制の整備を行う。
また、訓練等を定期的実施し、必要に応じて計画の見直し、充実強化を図る。
- 大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないように、業務継続計画等を踏まえ、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。
- 行政事務において IT 化・業務改革を進め、平時から効率的な行政運営と町民の利便性が高い行政サービスの提供を行い、災害時にも円滑に行政手続きを行える体制を整備する。

(広報活動の充実)

- 「広報ニューしすい」の定期的な発行、「マチイロ」、「twitter」のアプリの活用等により、複数の媒体で正確かつ適時な行政情報の提供を行い、災害時にも使用できる情報発信の体制を整備する。

(広域行政の推進)

- 地域の共通課題解決や地域間連携推進のため、近隣市町との連携を強化する。
また、他地域との交流により、相互の地域資源を補う連携協力や地域間の連携による地域活性化等、幅広い分野で交流の輪を広げまちづくりに活かせるよう友好都市との交流等を検討する。

【警察・消防等】

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防施設、公共・公用施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、緊急輸送道路の啓開体制の事前整備等を推進する。
- 消防組合及び印旛郡内の消防関係機関との連携強化や、広域的に応援を受け入れる体制を事前に整備する。
- 消防団員の確保、体制整備や資機材の更新、訓練の充実強化、自主防災組織等のリーダー研修等により、地域防災力の充実強化を図る。

(2) 都市基盤

(適切な土地利用の推進)

- 災害リスクの高いエリアにおける立地の抑制及び同エリア外への移転を促進するとともに、立地適正化計画の防災指針の作成等により居住誘導区域内の防災対策を強化する。
- 建築物の耐震化や危険コンクリートブロック塀の安全化、看板等の落下物の安全対策、土砂災害、宅地防災対策を推進する。
- 市街化区域内の未利用地の解消に努めるとともに、宅地開発時に技術的指導等を行い道路や公園等の適切な配置を推進する。
- 既存ストックの対応として、空き家対策やリフォーム助成等を実施する。
- 指定緊急避難場所及び一時避難場所に指定されている町内全ての公園を、災害発生時の避難場所等として多目的な機能を有するよう整備推進を図る。
- 緑地・公園については、貴重な緑資源としてその保全を図る。公園については、防災上の観点からも適正な管理を行う。
- 迅速な復旧を行うために、平時に地籍調査、地籍整備を推進する。

(道路の整備・維持管理)

- 災害時における応急対策や地域住民の避難が円滑に行えるように、国道、県道、町道等の整備推進を図る。
- 県道富里酒々井線の整備を周辺道路の整備と合わせて、引き続き関係機関に要望し、継続的な事業促進に努める。
- 交差点や国道 51 号等の未改良区間を、町事業と調整しながら実施する。
- 生活に密接した幹線道路については、地元や関係機関と十分に調整を図りながら、計画的な整備に努める。
- 不特定多数の人が集まる酒々井プレミアム・アウトレットへ接続する都市計画道路尾上・飯積線の整備及び地区周辺道路等の関連公共施設整備に努める。
- 酒々井町無電柱化推進計画に基づき、災害時に電柱の倒壊によるライフラインの遮断、道路閉塞等を防ぎ、防災性の向上を図る。
- 防災上重要な道路が災害時使用できるように、街路樹は随時伐採していくことを検討する。

(公共交通機関の充実)

- 災害時における鉄道利用者の安全確保及び輸送機関の維持等を図るため、JR 酒々井駅ホーム屋根の改修や延伸等、JR 等の関係機関と協議を進め、さらなる利便性・安全性の向上に努める。
- 災害時において臨時バス等の代替輸送手段を確保するため、バス事業者等と協力体制の確保に努める。
- 要配慮者等の避難者の輸送にも使用できるよう、超低床車両の購入を支援する等、バス利用環境の改善に努めるとともに、サービスの充実等を関係機関に要望し、利便性の向上に努める。
- 駅前広場は、交通結節機能や広場機能として極めて重要であり、特に災害時においては、交通拠点、避難拠点、物流拠点になり得ることから、早期整備が必要であるとともに、自由通路等を整備することにより、歩行者の安全な

動線を確保する。

(上下水道の整備)

- 配水管布設替え工事を適宜実施し、老朽水道管については、地震等の災害に強いダクタイル鋳鉄管等の管種に変更する。また、小口径の布設替え時は災害に強いポリエチレン管に変更する。
- 老朽化が進んだ尾上浄水場の電気施設、取水井、着水井、配水池等について調査・診断を行い、計画的な更新工事を検討する。また、ストックマネジメント計画を策定し、管路・ポンプ施設の老朽化対策を推進する。

(水害対策)

- 雨水幹線の維持管理に努める。
- 面的に宅地開発等を行う開発者に対しては、雨水流出量を軽減するため調整池等の設置について指導を継続する。
- 開発によらない住宅建設においては、河川・水路への流出量を抑制するため、浸透施設設置の指導を強化する。
- 中川流域において、調節池の整備及び河道改修を行う。
- 準用河川馬橋川の流域対策及び河道改修を行う。
- 水循環系の再生を図る雨水貯留浸透施設の設置を進め、総合的な治水対策を推進する。
- 「印旛沼関連事業市町連絡会議」等により近隣市町と連携を図り、印旛沼の治水対策等の施策推進するために国・県政への要望等を行う。
- 印旛沼中央干拓低地排水路の一級河川指定ができるよう関係機関との調整を進める。

(3) 健康福祉

(医療施策の充実)

- 災害後の避難生活等における健康維持のために、平時から「自分の健康は自分で守る」セルフケア意識の高揚を図る。
- 平時から、感染症の発生及び蔓延を防止するため、各種感染症についての知識の啓発に努め、予防接種への関心を高めることにより予防接種率の向上に努める。

(医療施設・体制の整備)

- 医師会、病院等との連携体制構築による災害時における医療活動体制の整備を推進する。
- 薬剤師会等との連携体制構築による災害時における医薬品の確保体制の整備を推進する。

(要配慮者への支援、関係機関との連携)

- 地域住民や社会福祉関係団体の活動と公的サービスとの連携を強化する。
- 発災後も、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送れるよう、一人暮らし高齢者世帯、高齢者だけの世帯でどちらか一方が要介護状態の世帯を対象

とした避難行動要支援者登録制度を円滑に運営するとともに、制度を活用して民生委員や地域との協働で見守り活動を実施する。

- 一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために、福祉避難所の拡充及び社会福祉法人等との福祉避難所の指定に係る協定締結に努め福祉避難所を確保する。
- 簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等の避難所の環境整備に努める。
- 要配慮者の支援機能の中核となる福祉施設や医療施設、高齢者施設等の耐震化、自家発電設備等の整備を促進し、安全性の確保を図る。

(児童施設等の整備)

- 児童遊園や子どもの遊び場の遊具については、点検及び修繕を計画的に行い、安全性を確保する。
- 保育園や子育て支援センター等の耐震化、防災・減災対策を推進する。

(4) 産業経済

(農地・農業用施設の整備、適切な保全管理)

- 国営印旛沼二期土地改良事業及び関連事業を、関係機関と連携・調整を図りながら推進する。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行う多面的機能支払制度の推進に努める。
- 災害時の安定的な食料供給や農地の持つ多面的機能の質的向上を図るため、遊休農地や耕作放棄地の発生防止に努める必要がある。そのため、農業が効率的、安定的に営めるよう、認定農業者、農業後継者、新規就農者、週末営農等の多様な担い手の育成及び農業経営の向上に努める。
- 町産の農産物の価値を高め町内外に発信することにより、地域住民の消費を促進し、農業の活性化を図る。
- 地域団体と連携し、地域の郷土料理や行事食の体験の場を提供、学校給食で地元の米や食材を取り入れる等により地産地消を推進する。

(森林の保全と有効活用)

- 間伐等の森林整備を適切かつ十分に行うことにより、森林の有する雨水等による土壌の侵食・流出を防ぐ山地災害防止機能及び洪水緩和機能や、二酸化炭素の吸収源を確保する地球温暖化対策等の機能を向上することができる。そのため、苗木の斡旋、造林補助事業を推進し、環境保全、自然とのふれあいの場等の確保に努める。

(産業の活性化)

- 災害時にも商工業が継続的に事業を継続できるよう、商業振興事業を推進している商工会事業に対しての支援及び中小企業者へ各種融資制度の活用を促進する。
- 不特定多数の人が集まる酒々井プレミアム・アウトレットへ接続する都市計画道路尾上・飯積線の整備及び地区周辺道路等の関連公共施設整備に努める。

- 災害時に来訪者に向けて適切な情報を適宜提供することで混乱を防ぐ必要がある。そのため、平時からアウトレット内の酒々井コミュニケーションセンターや観光物産館「まるごとしすい」、町のホームページの活用、公共機関や各種情報誌への情報提供体制を整備し、各関係機関との連携を強化する。
- 大規模集客施設や学校等に対し、来場者、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施できるよう支援を行い、帰宅困難者の抑制を図る。
- 事業者への事業継続計画の策定支援を行う。
- 事業者へ施設の耐震化や予備電源の確保を促し、防災力の向上を図る。

(5) 生活環境

(再生可能エネルギーの導入促進)

- 住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電池システムの導入を推進することで、二酸化炭素排出抑制と併せて災害発生時の電源の確保に寄与することを目的とし、導入設置世帯に補助金を交付する。
- 二酸化炭素の排出抑制と災害発生時等の非常時の電源の確保に役立つバイオマス発電の活用を検討する。

(循環型社会形成推進事業の推進)

- 循環型社会形成推進計画に基づき、佐倉市、酒々井町清掃組合と連携して一般廃棄物処理施設の円滑な運営と長寿命化を図る。
- 災害発生時のし尿処理を衛生的に保てるよう、印旛衛生施設管理組合と連携を図る。
- 下水道未接続世帯に対して高度合併処理浄化槽の導入又は入れ替えを促進し、導入設置世帯に対し補助金を交付する。
- 災害発生時の遺体の安置や催事について適正に管理運営されるよう、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合と連携して管理運営体制を協議する。（エネルギー確保）

(家屋等耐震化、家具固定等の家庭内の防災対策の推進)

- 耐震化を促進するため、木造住宅の耐震診断・改修工事に対する補助や、耐震に関するセミナー・相談会を開催する。
- 耐震改修が困難な世帯に対し、万一家屋が倒壊しても一定の空間を確保することで命を守る装置として「耐震シェルター」や「防災ベッド」を整備する費用について、特に避難弱者となる高齢者、障害者に対し補助を行う。
- 災害時に備え、町が備蓄する物と各家庭が準備する物の区分を明確にし、各家庭で主体的に取り組むべきものについては、リスト等を広報紙等で周知する。
- 家具・大型家電の転倒による被害を未然に防ぐため、「酒々井町耐震改修促進計画」に基づきホームページ、広報紙、防災イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性の啓発に努める。

(地域防災力の向上)

- 災害時の減災に向けた自助・共助の取り組みを強化するため、防災士等の地域防災リーダーの育成を行うとともに、自主防災組織の設置も併せて推進する。
- 防災に関して、必要な災害対策の基本を定めた地域防災計画の見直しを行うとともに長期滞在を考慮した避難所運営マニュアルを策定する。
- ハザードマップの更新を行い、住民へ周知し、地域の危険性を把握させるとともに、避難所等の周知を図る。
- 防災訓練等を実施し、自分の安全は自分で守る等、個人の防災意識の高揚を図り、地域住民との連携による防災意識の高いまちづくりを進める。
- 令和2年度に防災行政無線のデジタル化を完了したことから、防災無線の保守及び公共施設等への戸別受信機の設置等を推進する。
- メール配信サービスや防災テレホンサービス等の伝達手段の多重化、多様化を進める。
- 防火訓練、初期消火訓練等の訓練や啓発活動を実施する。
- 消防機関・区・自治会・自主防災組織と連携し、火災予防に努める。

(交通安全、防犯意識の向上)

- 警察署や関係団体との連携を強化し、年齢に応じた交通安全教育を推進する。
- 自分の安全は自分で守る等、個人の防犯意識の高揚を図り、地域住民との連携による防犯意識の高いまちづくりを進める。
- 防犯ボランティア組織等の育成・支援に努め、地域と協働で行う防犯活動の促進を図る。
- 町、警察、地域住民等が一体となった新たな防犯体制による見守りやパトロール活動等の地域安全活動を推進する。

(環境衛生の推進)

- 災害時は、ペットを同行して避難及び避難生活を送ることが考えられる。平時より犬猫等の動物の飼い主に対し、啓発活動を行い動物愛護精神やマナーの向上を図る。
- 空き地の所有者等に対して、除草等の土地の適正管理について指導する。

(6) 教育文化

(教育施設の整備)

- 避難所等に利用される学校施設の整備・改修に当たっては、計画的にバリアフリー、多目的トイレ、予備電源、備蓄品の保管スペース等、防災機能を考慮して進める。
- 確かな学力をより効果的に育成するため、ICT環境の整備に努める。
- 町体育館の整備を検討する。

(文化財等の保護と整備・活用)

- 国史跡指定地及び周辺を含めた便益施設・環境の整備を促進する。危険木・障害木の剪定・伐採を実施する。
- 景観を含めた文化財及び埋蔵文化財の調査を行い、必要に応じて文化財指定を進め、貴重な歴史資源が失われることがないように積極的な保存・活用を実施する。
- 文化財や文化資産に対する関心を高め、町民と協働で行う文化財保護活動に努める。
- 災害後も文化の継続をしていけるように、文化・芸術団体に対し、人材育成、場・情報の提供、世代間の交流等の活動支援と地域社会創造の拠点づくりを推進する。

2-2 横断的分野の推進方針

(1) リスクコミュニケーション

(災害リスク等の周知・啓発)

- ハザードマップの更新を行い、住民へ周知し、地域の危険性を把握させるとともに、避難所等の周知を図る。
- 防災訓練等を実施し、自分の安全は自分で守る等、個人の防災意識の高揚を図り、地域住民との連携による防災意識の高いまちづくりを進める。
- 各家庭においては、飲料水、食料、トイレ処理剤等その他生活物資を常時家庭内に備蓄し、うち最低3日間分を非常持ち出し用として準備しておくよう、チェックリストの配布等を行い、家庭内備蓄を促進する。
- 住宅・建築物の耐震化、家具類の転倒防止対策等支援制度の実施・拡充を検討する。
- 災害時に外国人が適切に避難し、また避難生活が送れるように、多言語による防災リーフレット等の充実を図るとともに、通訳派遣等に関してボランティア団体との連携等を行う。
- 避難場所標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施に努める。
- 事業者への事業継続計画の策定支援等、事業者に向けて災害対策を働きかける。

(地域コミュニティの強化)

- 町、警察、地域住民等が一体となった新たな防犯体制による見守りやパトロール活動等の地域安全活動を推進する。
- 地域コミュニティ意識の醸成を図るため、コミュニティ備品の貸出等により、地域の祭り等の交流イベントの開催を側面から支援する。
- 災害時に地域住民同士が助けあう体制・環境を構築する観点から、男女共同参画社会の実現に向けて、千葉県男女共同参画地域推進員の事業に合わせて、広域的な普及・啓発活動を推進する。
- 災害発生後に地域コミュニティの崩壊等により地域の文化が衰退しないようにするため、おもてなしの心で酒々井町の良さを町内外の方に伝えられる青少年育成を目的とした講座を実施し、青少年・子どもが地域の中で活躍し

ていけるよう努めるとともに、青少年・子どもたちの郷土愛醸成に努める。

(2) 人材育成

- 災害時の減災に向けた自助・共助の取り組みを強化するため、防災士等の地域防災リーダーの育成を行うとともに、自主防災組織の設置も併せて推進する。自主防災組織において、女性の参画を求め、女性の経験や能力を活用できるように努める。
- 消防署、消防団等と連携して、一般家庭に対し住宅用火災警報器、消火器具の設置及び消火用の水の確保等について普及徹底を図る。
また、訓練等を通じた消火器具等の取扱い方を指導し、初期消火活動の重要性を認識させ地震時における初期消火活動の徹底を図る。
- 防犯ボランティア組織等の育成・支援に努め、地域と協働で行う防犯活動の促進を図る。
- 災害時の活動を迅速に行うため、平時より町民が地域活動に関わっていることが重要である。そのため、地域学校協働本部等における保護者・町民・団体からなるボランティア活動や、町行事等を協働で実施していくボランティアの育成を推進する。また、しすい青樹堂等の講座を通して、地域のリーダーとなる人材育成に取り組む。
- 文化財や文化資産に対する関心を高め、町民と協働で行う文化財保護活動に努める。

(3) 老朽化対策

(公共施設等の安全性と防災機能の確保)

- 避難所等に利用される学校施設の整備・改修に当たっては、計画的にバリアフリー、計画的に多目的トイレ、予備電源、備蓄品の保管スペース等、防災機能を考慮して進める。
- 町体育館の整備を検討する。
- 佐倉市と連携し、「酒々井リサイクル文化センターごみ焼却施設」について計画的に整備し、長寿命化を図る。
- 住民交流の拠点となる本佐倉地区にある隣保館は、老朽化が進んでおり計画的に改修等を実施していく必要がある。

(消火設備の更新・整備)

- 消火栓・防火水槽等の消防水利の計画的な更新・整備を図る。
- 消防団員の確保と資機材の更新・整備に努める。

(上下水道の維持管理・更新)

- 災害による被害を未然に防ぐため、設備の維持更新を進め、より災害に強い水道づくりを図る。配水管布設替え工事を適宜実施し、老朽水道管については、地震等の災害に強いダクタイル鋳鉄管等の管種に変更する。また、小口径の布設替え時は災害に強いポリエチレン管に変更する。

- ストックマネジメント計画を策定し、管路・ポンプ施設の老朽化対策を推進する。
- 水道施設については、定期的な点検を行い、施設の計画的な維持管理に努める。施設の劣化等がある場合は、診断等を行い、適切な施設の保全に努める。
- 老朽化が進んだ尾上浄水場の電気施設、取水井、着水井、配水池等について調査・診断を行い、計画的な更新工事を検討する。

(コミュニティ活動の拠点の安全確保)

- コミュニティ活動の拠点として自治会等が管理する地区集会所等の建て替えや修繕等に対し補助する。

(4) 少子高齢化対策

- 高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送れるよう、一人暮らし高齢者世帯、高齢者だけの世帯でどちらか一方が要介護状態の世帯を対象とした避難行動要支援者登録制度を円滑に運営するとともに、制度を活用して民生委員や地域との協働で見守り活動を実施する。
- 要配慮者の支援機能の中核となる福祉施設や医療施設、高齢者施設等の耐震化、自家発電設備等の整備を促進し、安全性の確保を図る。
- 要配慮者等が迅速に避難できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進する。

第4章 計画期間及び進捗管理

1 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画の期間とし、適宜見直しを行うものとする。

2 進捗管理

計画策定後は取り組みを着実に推進するため、事業指標等を活用して進捗管理を実施する。

3 計画の見直し

本計画は、概ね5年ごとに各事業の進捗状況や社会状況の変化等を踏まえ、計画の見直しを行う。

また、本計画は、国土強靱化に係る町の他の計画等の指針となるべきものであることから、町における地域防災計画等、国土強靱化に関する他の計画等を見直しする際には、本計画を基本として必要に応じて計画内容の修正等を行うものとする。

酒々井町国土強靱化地域計画

令和3年 3月 策定

発行 酒々井町

連絡先 〒285-8510

千葉県印旛郡酒々井町中央台4-1-1

酒々井町 総務課 危機管理室

TEL 043-496-1171

FAX 043-496-4541

E-Mail soumu@town.shisui.chiba.jp